

静岡市公金管理方針

1 目 的

この管理方針は、静岡市の管理に属する資金について、その安全性及び流動性を確保したうえで、効率的な運用、管理及び調達を行うため、その基本方針について必要な事項を定めるものとする。

2 法令等との関係

公金管理は、地方自治法、地方自治法施行令、地方財政法、地方公営企業法、静岡市会計規則、静岡市簡易水道事業会計規則、静岡市病院事業会計規則、静岡市農業集落排水事業会計規則及び静岡市水道事業及び下水道事業会計規程に定めるものを除くほか、本方針の定めるところによる。

3 適用範囲

本方針は、歳計現金・歳入歳出外現金（以下、「歳計現金等」という。）、基金に属する現金、簡易水道事業の資金に属する現金預金及び有価証券、病院事業の資金に属する現金預金及び有価証券、農業集落排水事業の資金に属する現金預金及び有価証券、水道事業の資金に属する現金預金及び有価証券及び下水道事業の資金に属する現金預金及び有価証券（以下、「公営企業会計資金」という。）、及び一時借入金（売り現先含む）について適用する。

4 静岡市資金管理協議会

静岡市の管理に属する資金に関する事項については、内部組織である静岡市資金管理協議会（別に定める要綱により設置）により決定する。

5 資金管理の基本原則

資金管理に当たっては、元本の安全性及び流動性を確保したうえで、効率的運用を図る。

(1) 安全性の確保

元本の安全性を確保するため、安全性の高い金融商品により保管・運用するとともに、預金については金融機関の経営内容を十分に把握し、健全性に留意する。

運用に当たっては、将来の資金需要を勘案し、預金に係るペイオフリスクをできる限り縮小するため、債券を可能な限り購入する。

(2) 流動性の確保

日々の支払等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金需要に備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の発揮

安全性と流動性を確保した上で、最も有利かつ効率的な資金運用に努める。

6 公金運用計画の策定

毎年度、年度当初に公金運用計画を策定する。策定する場合には、静岡市財政会計顧問及び静岡市資金管理協議会の意見を聴取する。

7 金融商品の選択

(1) 管理運用の原則

金融商品の管理運用については、当該の金融商品を満期又は期限まで持ちきることを原則とする。ただし、次に掲げる場合には、運用中の解約または債券の売却を行うことができる。

ア 資金の安全性を確保するために必要な場合

イ 流動性を確保するために必要な場合

ウ 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるため金融商品の入替えを行う場合

(2) 資金管理保管の方法

歳計現金等、基金に属する現金、公営企業会計資金の保管は、次に挙げる金融商品により行う。また、各基金に属する現金は一括して運用できるものとする。

ア 預金

当座預金、別段預金、普通預金（決済用預金を含む）、通知預金、定期預金、外貨定期預金（為替予約付）及び譲渡性預金とする。

イ 債券

国庫短期証券、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、財投機関債、地方公社債（債務保証付き）及び高速道路、空港、電力会社が発行する社債

財投機関債、社債の発行体は、信用格付業者から A 格付以上の格付けを取得していること。

8 預金の取扱い

(1) 預金運用の方法

ア 歳計現金等の支払準備金については、指定金融機関の普通預金に保管するとし、1ヵ月未満の運用については日々の支払に支障をきたさないよう原則指定金融機関との相対とする。ただし、資金状況に余裕がある場合は、(2)に定める基準に従い、効率的な運用に努める。

イ 7(2)に定める預金については、(2)に定める基準に該当する金融機関のものとする。

(2) 預託先金融機関

預金に係る運用の対象金融機関は、市税等の収納業務を取り扱う指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関とする。預金については、本市の選定結果が地域の風評となり、不要な信用不安を起こす可能性も否定できないこと等を考慮するとともに、対象金融機関の経営評価を行い、より公正かつ客観的な選定を行うため、基本指標及び補助指標に関する評価基準を設けるものとする。

ア 基本指標

健全性を重視し、財務内容は、次の2項目を対象とする。

(ア) 「自己資本比率」

経営の安全性を確認するため、国際基準適用行及び国内基準適用行それぞれの比率で評価し、各基準を下回った場合は、直ちに預金を解約して、元金の保全を図るものとする。

(イ) 「格付け」又は「総資産に対する不良債権比率」

金融機関の安全性を確認するため、格付けのある金融機関については格付機関の格付けを評価し、格付けのない金融機関については総資産に対する不良債権比率で評価する。

イ 補助指標

預金量及び株価の2項目を採用する。預金量についてはその推移を確認し、著しい減少傾向にないこと、株価については他の金融機関と比較して著しい減少傾向にないことを監視する。補助指標については、数値化しないが判断材料とする。

ウ 引合による預金（預入期間1ヵ月以上）

基本指標を各金融機関に対し総合的に数値化する。数値化した総合点を4段階評価し、資金計画に基づき、引合による預金等運用基準表（下表）に適用する。

(引合による預金等運用基準表)

評価点数	基 準
100点	1年以内
90点	6か月以内
80点	3ヵ月以内
70点以下	新規預け入れ停止

※ただし、評価点数が90点以下の金融機関については、累積預金額は借入額を限度とする。

エ 普通預金

指定金融機関との相対とする。また、1ヵ月未満の短期の運用については日々の支払に支障をきたさないよう原則指定金融機関との相対とする。ただし、資金状況に余裕がある場合は、効率的な運用を図るため、9(4)に定める金融機関での国庫短期証券による運用を可とする。

オ その他

預け入れた後に、基準を逸脱する指標が表れた場合は、情報収集に努め、その状況に応じ速やかに、預入金融機関からの聞取り調査、中途解約等の措置を講ずる。

9 債券の取扱い

(1)債券運用の考え方

債券運用は、運用金額、運用期間、運用商品、その他発行元の格付けにより決定する。

(2)購入方法

債券の取得にあたっては、原則として、条件決定時の金利動向が反映されている新発債の予約購入によるものとし、各月に条件決定される銘柄について、当該債券発行の引受幹事社である金融機関から購入する。

ただし、購入希望金額等を勘案した上で、競争性に優れた引合方式により取得することができる。

(3)債券の取得価格

債券の取得価格は原則として、額面以下とする。ただし、取得価格が額面を超える場合は、償還時の元本と購入時から償還時までの利息の合計額が当該債券の購入価格を上回る場合に限り購入することができる。

(4)保管先機関

次の条件により判断する。

- ・自己資本規制比率が120%以上
- ・本市の市債引受シンジケート団に属していること
- ・本市の指定金融機関

(5)運用期間

運用期間は最長20年までとする。

10 管理体制

(1) 基本的遵守事項

公金の管理及び運用に携わる市長、公営企業管理者及び会計管理者は、その在任期間中に於いて次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 職務上実行する行為に対しては、私人としての行為にあっても、利益相反行為を行わないこと。
- イ 日常的な管理業務に当たっては、金融機関が自ら開示する情報の整理又は新聞、放送等の第三者情報の把握等について常に注意を怠らないよう努めること。

(2) 体制の整備

資金管理の遂行に当たっては、市長、公営企業管理者及び会計管理者は、金融機関の経営状況及び運用商品の安全性に係る情報確保に努めるとともに、別に定める「静岡市における金融機関の破綻時等の対応について」により、公金保護の対応をとるものとする。

11 運用結果の公表

資金の運用状況については、毎年度その運用結果をとりまとめのうえ、ホームページ等により公表するものとする。

12 短期（１年以内の期間）の資金調達

歳計現金等と公営企業会計資金において、一時的な支払資金不足が発生した際には、財政課と協議の上、次に挙げる方法の中から最も有利な方法により資金調達を行う。

- ア 各会計、基金間による一時繰替
- イ 一時借入（当座貸越契約）
- ウ 一時借入（債券売り現先取引）

13 長期（１年超の期間）の資金調達

(1)基本的な考え方

各会計において、決算収支予測に基づき必要最低限の借入を行うものとする。借入にあたっては、交付税算入率の高い有利な起債から借入を行うものとし、行政改革推進債、退職手当債等、交付税措置の無い起債については可能な限り借入を控えるよう努める。

(2)借入方法

財政融資資金、地方公共団体金融機構資金を除く民間資金については、市場公募地方債と銀行等引受債（共済組合等からの借入を含む）の併用により借入方法を多様化し、安定的かつ効率的に資金調達を行うこととする。また、銀行等引受債については、低い利率で借入するために複数の金融機関による見積執行方式の借入を原則とし、相対方式による借入は見積執行が不調となった場合に実施する等、収支上やむを得ない場合にのみ実施することとする。相対方式により借入を行う場合は、不調となった見積執行において最低利率を提示した金融機関と協議を行うこととする。

(3)償還方法

資金調達コストを考慮し、選択可能な借入については元金均等方式により償還を行う。また、据置期間は設定しない。

附 則

この方針は、令和７年７月１日から施行する。なお、別途定めている静岡市資金管理方針、静岡市病院事業資金管理方針、静岡市水道事業資金管理方針及び静岡市下水道事業資金管理方針については、廃止とする。